

令和6年度第1回 宇部市地域密着型サービス運営委員会 会議録

日 時：令和7年2月13日（木） 19時45分～20時15分

場 所：宇部市役所 本庁3階 3-3会議室

出席者：【委 員】11名（1名欠席）

【事務局】8名

【傍聴者】なし

1 宇部市地域密着型サービス事業所の指定等の状況・整備状況について

【事務局】資料1、2により指定等の状況について説明。

質疑応答はなし

2 お泊りデイサービスについて

【事務局】資料3によりお泊りデイサービスについて説明。（質疑応答は以下のとおり）

【委 員】長期の利用者が複数名いたことにより、今回の混乱が生じたと認識している。長期利用者のルールの再徹底により再発防止の方法はどうか。

【事務局】お泊りデイサービスは国の指針で、原則短期利用、長期利用はやむを得ない事情がある場合で、指定居宅介護支援事業者等と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービス等への変更等検討となっている。今回、利用料金が低価格であることが結果、長期利用となっていた。長期利用者を認めないことができるかどうかは、他市の状況や国への照会結果で検討することとなる。

【委 員】お泊りデイサービスは小規模多機能型居宅介護に準じた制度だと認識している。ある有名な事業所の良い取組により全国に広がった制度だと思うので、利用者の方が安全に利用できる形でこのサービスが残ることを期待している。

【委 員】お泊りデイサービスの長期利用は、色々な施設がある中、家族の強い希望で選ばざるを得なかった理由が背景にあると聞いている。利用者が複数事業所を見たうえで選択をしており、それには経済的事由も大きな要因になっていると思う。このような理由がある中

で、お泊りデイサービスを認めない方針については再検討する必要がある。一方で、施設を価格で選ぶことが社会保障として正しいかどうか議論の余地がある。経営が成り立たないサービスの提供は望ましくないため、お泊りデイサービスだけでなく地域密着型サービスも含め、収支状況の確認体制を整備することが必要ではないか。

【事務局】後期高齢者人口の割合が高まり、介護保険サービスの需要が高まっているが、人材不足により事業所の経営が困難な状況である。市としては、事業所や法人がサービスを継続できるよう、地域福祉課が指導及び監査を実施している。一方で、本人にとって必要なサービスや適切なケアマネジメントの判断も行っていきたい。また、お泊まりデイサービスの方針については現場の状況を把握し、本会議で諮りながら最終的に決定したい。

【委員】今後の対応について、当面認めないとのことだが、「当面」というのは具体的にどのくらいの期間を指すのか。また、何をもって再開するのか。指定地域密着型通所介護等とあるが、具体的に他のどのようなデイサービスであれば認められるのか。

【事務局】令和7年度から新規受付の見合わせを考えている。デイサービスには、市が指定する地域密着型通所介護と認知症対応型通所介護の2種類と、県が指定する広域型の通常規模通所介護がある。届出制なので、届出を受け付けないことはできないが、介護保険の指定施設を夜間に利用することを認めないことは可能で、下関市を参考にしている。市内には介護保険事業所が充実しており、利用者には市が確認できる介護保険事業所を利用していただきたいと考えている。

3 認知症対応型共同生活介護の事業所移転について

【事務局】資料4により事業所移転について説明。

質疑応答はなし

4 宇部市地域密着型サービス事業の指定基準等の条例改正について

【事務局】資料5により条例改正について説明。

質疑応答はなし

5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の公募について

【事務局】資料6により公募の状況について説明。(質疑応答は以下のとおり)

【委員】今回の定期巡回の利用者実態調査内訳結果について、異常だと感じている。市内のサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームには家賃差があり、この定期巡回サービスの利用者が多い施設では、介護報酬の売り上げを反映した低価格な家賃設定がされている。以前、入居前にこのサービスを利用しないといけないという説明を受けたことがある。この説明に関して、ケアマネジャーが不適切な説明だと指摘できるような体制を整えていただきたい。

【事務局】委員の意見は、今回説明した中のケアプラン点検に関連する。基準上は、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに対して定期巡回サービスを提供することは問題ないが、現状をしっかりと聞き取り、必要な指導を行っていききたい。

【委員】去年の会議で、在宅率を基準に設けることを提案したが、制度上、数字を設けて利用制限をかけるのは難しいとの説明だった。ケアマネジャーにこの定期巡回サービスの理念の周知徹底を図るのは良い取り組みだと思う。ケアマネジャーが理念を知らない、集合住宅に入ったら定期巡回サービスを使うものだと思っている。再教育していただきたい。また、集合住宅以外の地域への展開については、難しいと思うがぜひ取り組んでいただきたい。そして、ケアプラン点検についても、ケアマネジャーの意識が不足しがちな部分で、集合住宅に入所する際の条件に含まれることもあるため、ケアプラン点検で確認していただきたい。

【事務局】昨年8月に4事業所で実態調査を行い、このサービスについての効果と課題を聞き取りした。効果は、一日に数回訪問することで活気が出てきて認知の回復があり、定期巡回サービスから訪問介護に移行することができたこと。家族の介護負担が軽減し、住み慣れた自宅で生活したいというニーズに対してハードルが低くなっているとといったこと。課題として、人員不足、サービスの周知活動が不

十分であり、ケアマネジャーが定期巡回サービスと訪問介護の違いを理解していないことがあげられた。また、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームでの介護サービス利用については、厚生労働省が作成したパンフレットを活用しながら啓発活動を行う。